

議案第 22 号

二宮町ふたみ記念館の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

二宮町ふたみ記念館の利用促進を図るため、観覧料及び使用料を無料にすることに
伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町ふたみ記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

二宮町ふたみ記念館の設置及び管理に関する条例（平成 23 年二宮町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削る。

第 6 条に次の 1 項を加える。

4 ギャラリーの継続使用期間は、休館日を除く 8 日間を限度とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条第 1 号中「第 6 条第 3 項」を「第 5 条第 3 項」に改め、同条第 2 号中「第 7 条」を「第 6 条」に改め、同条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同条を第 8 条とする。

第 10 条から第 12 条までを削り、第 13 条を第 9 条とする。

第 14 条第 2 項中「第 9 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 10 条とし、第 15 条を第 11 条とし、第 16 条から第 19 条までを 4 条ずつ繰り上げる。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第22号) 二宮町ふたみ記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(ギャラリー等の使用許可等)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> <u>ギャラリーの継続使用期間は、休館日を除く8日間を限度とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(使用の不許可)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(許可目的以外の使用禁止)</p> <p><u>第7条</u> <u>第5条の規定によりギャラリーの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)</u>は、その使用許可に係る使用目的以外に使用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第8条</u> <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その使用条件を変更し、又は使用許可を取消し、若しくはその使用を中止させることができる。この場合において、教育委員会はこれらの処分によって生じた損害に対しては、その賠償の責を負わない。</u></p> <p>(1) <u>第5条第3項の規定により使用許可に付された条件に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(<u>観覧料の納付</u>)</p> <p><u>第5条</u> <u>記念館が展示する作品等を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)</u>は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>前項の観覧料は、観覧前に納付しなければならない。</u></p> <p>(ギャラリー等の使用許可等)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用の不許可)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(許可目的以外の使用禁止)</p> <p><u>第8条</u> <u>第6条の規定によりギャラリーの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)</u>は、その使用許可に係る使用目的以外に使用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第9条</u> <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その使用条件を変更し、又は使用許可を取消し、若しくはその使用を中止させることができる。この場合において、教育委員会はこれらの処分によって生じた損害に対しては、その賠償の責を負わない。</u></p> <p>(1) <u>第6条第3項の規定により使用許可に付された条件に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>定められた期日までにギャラリーの使用料(以下「使用料」という。)を納付しなかったとき。</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

改正後	改正前
<p>(特別設備の設置等) 第9条 (略)</p> <p>(原状回復の義務) 第10条 (略) 2 第8条の規定により使用許可を取り消され、又はその使用を中止された場合も前項と同様とする。</p> <p>(管理上の入場)</p>	<p>(使用料) 第10条 使用料の額は、別表第2に定めるとおりとする。 2 前項で規定する使用料は、教育委員会が指定した期日までに納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(観覧料等の減免) 第11条 教育委員会は、規則の定めるところにより、観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(観覧料等の還付) 第12条 既に納付された観覧料等は、還付しない。ただし、観覧料にあつては第1号に、使用料については次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 観覧者又は使用者の責めに帰さない理由により観覧又は使用することができなくなったとき。 (2) 第9条（同条第4号による場合を除く。）の規定により使用許可を取消し、又はその使用を中止したとき。 (3) 使用日前2日までに使用の取消し又は変更を申し出て、教育委員会が正当な理由があると認めるとき。 2 第9条第4号の規定により使用許可を取消し、又はその使用を中止したときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会は、既に納付された使用料を還付しなければならない。</p> <p>(特別設備の設置等) 第13条 (略)</p> <p>(原状回復の義務) 第14条 (略) 2 第9条の規定により使用許可を取り消され、又はその使用を中止された場合も前項と同様とする。</p> <p>(管理上の入場)</p>

改正後	改正前								
<p>第11条 (略)</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(販売行為等の禁止)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(販売行為等の禁止)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 794 1693 935"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>観覧料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 義務教育課程修了前の者の観覧料は、無料とする。</p> <p>別表第2 (第10条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1133 1034 2029 1174"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日当たり (午前10時から午後4時まで)</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ギャラリーの継続使用期間は、休館日を除く12日間を限度とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	単位	観覧料の額	1回	200円	単位	使用料の額	1日当たり (午前10時から午後4時まで)	600円
単位	観覧料の額								
1回	200円								
単位	使用料の額								
1日当たり (午前10時から午後4時まで)	600円								